

# 公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

## 記

### 1 取引停止措置業者名等

丸友開発株式会社

法人番号 3080401005232（静岡県知事許可 第 022387 号）

### 2 取引停止措置期間

1 か月（令和 8 年 3 月 2 7 日～令和 8 年 4 月 2 6 日）

### 3 取引停止の理由

当該業者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか 1 5 件の工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 2 月 1 7 日、静岡県知事より監督処分（指示）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 8 年 3 月 2 7 日

国立大学法人東海国立大学機構  
機構長 松尾 清一